

科学的な質的研究のための 質的統合法(KJ 法)と 考察法(Ⅱ)

前号につづき、「質的統合法(KJ 法)」を取り上げる。

「質的統合法(KJ 法)」は、登録商標ともなっている「KJ 法」の創案者・川喜田二郎博士が主宰する研究所で 20 年間、その研究と普及に従事した山浦晴男氏が、創案者を尊重するため出典を明示しつつ、原典の「KJ 法」とは異なる部分があることから、機能名称と出典表示名称を併記して命名した研究方法の 1 つである。

前号では主に、「質的統合法(KJ 法)」の看護学研究における位置づけを提示した上で、理論と分析プロセスの解説を通じて、その概要を紹介した。本号では、実際に「質的統合法(KJ 法)」を用いて看護学の修士論文を書き上げた方々に、その過程を振り返りながらそれぞれの論文の概要を紹介いただいて、質的統合法(KJ 法)の具体的な研究例を提示する。あわせて各論文に指導者のコメントを加え、論文指導の観点からも「質的統合法(KJ 法)」の意義と今後の可能性について考えを深めていきたい。

『看護研究』編集室